

京都市告示第501号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市児童療育センター (児童発達支援に関する事業(福祉型児童発達支援センターとしての事業を除く。)を行う部分に限る。)	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地 及び60番地 社会福祉法人 京都老人福祉協会	平成25年 4月1日から平成29 年3月31 日まで

(保健福祉局障害保健福祉推進室)